

## 浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、浜松市内（以下「市内」という。）で介護施設等を運営する者（以下「事業者」という。）に対し、原油価格・物価高騰等の影響による食費及び光熱費の負担を軽減するため、予算の範囲内において浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護老人福祉施設等 浜松市から介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第48条第1項第1号、第94条第1項及び第107条第1項の指定又は開設許可を受けた市内事業所及び施設のうち別表1のサービス種類に定めるサービスを提供する市内事業所及び施設をいう。
- (2) 介護施設等 浜松市から介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項第1号、第94条第1項及び第107条第1項の指定又は開設許可を受けた市内事業所及び施設のうち別表3のサービス種類に定めるサービスを提供する市内事業所及び施設をいう。
- (3) 事業実施 前2号の指定又は開設許可を受け、浜松市の被保険者に対して介護サービスを提供し、介護給付費又は予防給付費（以下「介護給付費」という。）の請求を行っているものをいい、休止又は廃止をしている場合等を含まない。

### (補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 食費に係る補助事業
  - ア 食費に係る補助事業の補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
    - (ア) 市内で介護老人福祉施設等を運営する法人であること。
    - (イ) 令和6年4月1日時点で事業実施していること（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで継続して事業実施していない介護老人福祉施設等は補助対象から除く。）。
    - (ウ) 市税を滞納していないこと。
    - (エ) その他、市長が不適当と認めた者でないこと。
- (2) 光熱費に係る補助事業
  - ア 光熱費に係る補助事業の補助対象者は次に掲げる要件のいずれにも該当するも

のとする。

- (ア) 市内で介護施設等を運営する法人であること。
- (イ) 令和6年7月31日時点で事業実施していること。（令和6年7月1日から7月31日の期間に事業実施していない介護施設等は補助対象から除く。）
- (ウ) 市税を滞納していないこと。
- (エ) その他、市長が不適当と認めた者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（対象経費等及び補助金の額等）

第4条 食費に係る補助事業に係る対象経費の額及び補助金の額は、次のとおり算定する。

- (1) 対象経費、サービス種類及び対象者並びに対象日及び基準単価は別表1に定めるものとし、算定の対象期間は別表2に定めるものとする。対象経費の額は、対象者ごとに対象期間における対象日の延べ日数を、サービス種類に定めるサービスを提供した事業所又は施設ごとに合計した日数に2を乗じて得た日数に対し、基準単価を乗じて得た額の合計金額とする（浜松市が設置者かつ浜松市が所有する建物で事業実施された経費を除く。）。
- (2) 補助金の額は、対象経費の額に別表1に定める補助率を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

2 光熱費に係る対象経費の額及び補助金額は、次の額とする。

- (1) 対象経費及びサービス種類並びに対象区分及び補助基本額は別表3に定めるものとし、対象経費の額及び補助金の額は、サービス種類に定めるサービスを提供した事業所又は施設の対象区分に応じた補助基本額の合計金額とする。
- (2) 令和6年6月2日以降に事業を開始した介護施設等の補助金の額は、サービス種類に定めるサービスを提供した事業所又は施設の対象区分に応じた補助基本額を2で除した額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出するものとする。

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式又は第3号様式）
- (2) 利用実績（第4号様式）（光熱費に係る補助事業に限る。）

- (3) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）
- (4) その他市長が定めるもの

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項を、交付の決定の条件とする。

- (1) 食費に係る補助事業の補助対象者は令和7年3月31日までの介護施設等の事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。  
また、当該介護施設等に係る補助金は全額を返還しなければならない。
- (2) 補助対象者は補助金に関する報告及び立入調査について、市長から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 補助対象者は、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額を返還しなければならない。
  - ア 虚偽の申請等をした場合
  - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
  - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (4) 補助対象者は規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (5) 補助対象者は規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (6) 補助対象者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、当該補助対象者が他に交付を受ける補助金についてその交付を一時停止し、又は当該未納額との相殺をする場合がある。
- (7) 補助対象者は、補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第7条第1項の規定により、補助金交付決定通知書（第5号様式）により事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、規則第7条第2項の規定により、速やかに補助金を交付しない旨を補助金交付却下通知書（第6号様式）により事業者に通知するものとする。

#### (申請内容の変更)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知書を受けた事業者が、申請の内容等を変更するときは、補助金変更承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の変更交付の決定をするときは、補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により事業者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、光熱費に係る補助事業については不要とする。

- (1) 事業実施報告書（第10号様式）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

#### (補助金の額の確定)

第10条 市長は、食費に係る補助事業にあっては第9条の規定による報告、光熱費に係る補助事業にあっては第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者に対し、補助金交付確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。ただし光熱費に係る補助事業については第7条に規定する交付決定通知書（第5号様式）をもって代えるものとする。

#### (補助金の請求)

第11条 事業者は、第7条第1項または第8条第2項の規定により補助金交付決定通知書または補助金交付確定通知書を受領した後、速やかに補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

#### (概算払の承認申請)

第12条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払承認申請書（第13号様式）を市長に提出することで概算払の申請をすることができる。

2 概算払申請する者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。  
(1) 補助金変更承認申請書（第7号様式）  
(2) 申請額算出内訳書（第2号様式又は第3号様式）  
(3) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類。

#### (概算払の承認)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であ

ると認めたときは、補助金概算払承認通知書（第14号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の概算払の額は、交付すべき補助金の額の100分の50以内とする。

（概算払の請求手続）

第14条 補助事業者は、前条による補助金概算払承認通知書の交付を受けたときは、概算払請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 市長は、第11条の請求書が提出された場合には補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し）

第16条 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 第3条の要件を備えていないことが判明したとき。
- (3) 第6条の条件に反したとき。
- (4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部の返還を命じるものとし、補助金交付決定取消通知及び返還命令書（第16号様式）を送付するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第17条 事業者は、前条第2項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月2日から施行し、令和4年度中の補助金に適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度中の補助金に適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行し、令和5年度中の補助金に適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年2月27日から施行し、令和5年度及び令和6年度の補助金に適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年5月30日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月13日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

別表1 食費に係る補助事業

対象経費	サービス種類	対象者	対象日	基準単価	補助率
食費	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護	対象施設の入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者及び介護保険法第六十一条の三における特定入所者介護予防サービス費の対象となる特定入所者	特定入所者 介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費のうち、食費の支給対象日	対象者1人当たり 1日199円	1/2

別表2 食費に係る補助事業

対象期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

別表3 光熱費に係る補助事業

対象経費 <sup>※6</sup>	サービス種類	対象区分	補助基本額	補助率
光熱費	居宅介護支援 訪問介護 訪問リハビリテーション 訪問看護 訪問入浴介護	※1	3,000円	10/10
	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 <sup>※2</sup>	入浴なし 入浴あり	5,000円 5,000円	
	通所介護 通所リハビリテーション	通常規模型 <sup>※3</sup> 大規模型 <sup>※3</sup>	15,000円 16,000円	
	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護 <sup>※4</sup>		20,000円	
	認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	29人以下 <sup>※5</sup> 30～100人 <sup>※5</sup> 101～130人 <sup>※5</sup> 131～200人 <sup>※5</sup> 201人以上 <sup>※5</sup>	44,000円 71,000円 169,000円 308,000円 446,000円	

※1 当該対象区分に含まれる事業を同一建物内で複数実施している場合、当該対象区分における補助基本額は、実施している事業の数に関わらず、3,000円を上限とする。

※2 共用型の認知症対応型通所介護は除く。

※3 令和6年度の介護報酬算定の規模区分による。

※4 空床利用型の短期入所生活介護は除く。

※5 介護施設等の定員数とする。

※6 対象経費の支出がない介護施設等は補助対象外とする。

第1号様式（第5条関係）

年　月　日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

事業者　名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

## 補助金交付申請書

浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_円
- 2 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）  
 浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付事業者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。
- 3 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）  
 浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。  
(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - ・暴力団員等と密接な関係を有する者
  - ・上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体  
(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

添付書類

- (1) 申請額算出内訳書（第2号又は第3号様式）
- (2) 利用実績（第4号様式）（光熱費に係る補助事業に限る。）
- (3) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）
- (4) その他市長が定めるもの

## 第2号様式（第5条関係）

### 【食費に係る事業】

## 申請額算出内訳書

1枚で書ききれない場合は、この用紙を複数使用し最後の用紙の合計欄に申請額を記載してください。

※1 令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間の食費の支給対象日の合計日数を記載してください。

※2 (B) は、(A) に2を乗じた値を記載してください。

※3 申請額は、(B) に補助単価及び補助率を乗じた額（1円未満切り捨て）を記載してください。

### 第3号様式（第5条関係）

## 【光熱費に係る事業】

## 申請額算出內訛書

1枚で書ききれない場合は、この用紙を複数使用し最後の用紙の合計欄に申請額を記載してください。

※1 令和6年6月及び7月の対象経費の実績額を記載してください。

※2 別表の該当する対象区分を記載してください。

※3 令和6年6月1日から継続して事業実施している場合、別表3の該当する補助基本額を記載してください。令和6年6月2日以降に事業実施している介護施設等の補助金の額は、介護施設等ごとに補助基本額を2で除した額としてください。

第4号様式（第5条関係）

【光熱費に係る事業】

利用実績

事業所別利用人数

事業所名				
サービス種類				
提供月	令和6年6月			
	令和6年7月			

事業所名				
サービス種類				
提供月	令和6年6月			
	令和6年7月			

事業所名				
サービス種類				
提供月	令和6年6月			
	令和6年7月			

事業所名				
サービス種類				
提供月	令和6年6月			
	令和6年7月			

事業所名				
サービス種類				
提供月	令和6年6月			
	令和6年7月			

- ・第2号様式に記載した事業所すべてについて記載し、1枚で書ききれない場合はこの用紙を複数使用してください。
- ・事業所別に利用者の実人数を記載してください。

第5号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号

年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費  
補助金について、下記のとおり決定します。

記

1 決定の内容

金額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

- (1) 食費に係る補助事業の補助対象者は令和7年3月31日までの事業継続が困難となつた場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。また、当該介護施設等に係る補助金は全額を返還しなければならない。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
  - ア 虚偽の申請等をした場合
  - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
  - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (4) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (5) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (7) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

第6号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

## 補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、補助の交付をしないこととしましたので通知します。

第7号様式（第8条関係）

令和　年　月　日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

事業者　名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

補助金変更承認申請書

年　月　日付け浜松市指令　第　号により補助金の交付の決定を

受けた事業について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変更前　交付決定額　\_\_\_\_\_円

変更後　変更承認申請額　\_\_\_\_\_円

添付書類

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式又は3号様式）

第8号様式（第8条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって補助金の交付を決定した、浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 決定の内容

金額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

- (1) 食費に係る補助事業の補助対象者は令和7年3月31日までの事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。また、当該介護施設等に係る補助金は全額を返還しなければならない。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
  - ア 虚偽の申請等をした場合
  - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
  - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (4) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (5) 規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (7) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならぬ。

第9号様式（第9条関係）

年　月　日

（あて先）浜松市長

所在地

名 称

代表者

（署名又は記名押印をしてください。）

### 実績報告書

このことについて、 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業が完了したので報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 確定を受けたい額 金 円

（添付書類）

- (1)別紙「事業実施報告書」（第10号様式）のとおり
- (2) その他市長が必要と認めるもの

## 第10号様式（第9条関係）

## 【食費に係る事業】

## 事業実施報告書

事業者名称

1枚で書ききれない場合は、この用紙を複数使用してください。

※1 令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間の食費の支給対象日の合計日数を記載してください。

※2 (B) は、(A) に2を乗じた値を記載してください。

第11号様式（第10条関係）

浜健介第 号  
年 月 日

様

浜松市長

## 補助金交付確定通知書

年 月 日付けにて実績報告書が提出されました浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金について審査した結果、補助金交付額を下記のとおり確定します。

記

1 交付確定額 金 円

第12号様式（第11条関係）

年　月　日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

請求者　名称

代表者氏名

補助金交付請求書

年　月　日付け浜健介　　第　　号により補助金の交付確定を受けた浜  
松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 金額　　金\_\_\_\_\_円

2 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	営業本部 本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座・その他	
口座番号		
口座名義（カナ）		

第13号様式（第12条関係）

令和　年　月　日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

事業者　名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

補助金概算払承認申請書

浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金について浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第12条の規定により概算払を、下記のとおり申請いたします。

1 概算払を必要とする理由

2 概算払を必要とする金額 金 円

3 概算払を必要とする時期 年 月

第14号様式（第13条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

## 補助金概算払承認通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費  
補助金の補助金概算払承認申請について、下記のとおり通知します。

記

### 1 決定の内容

金額 \_\_\_\_\_ 円

第15号様式（第14条関係）

年　月　日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

請求者　名称

代表者氏名

概算払請求書

年　月　日付け浜松市指令　　第　　号により補助金の概算払による承認  
決定を受けた浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額　　金　　円

2 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	営業本部 本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座・その他	
口座番号		
口座名義（カナ）		

第16号様式（第16条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定した浜  
松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、交付決定の全部又は一  
部を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

記

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

交付年月日 年 月 日

取消額 \_\_\_\_\_ 円

返還金額 \_\_\_\_\_ 円

返還期限 年 月 日

取消・返還を命ずる理由